

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構（以下「財団」という。）定款第13条第1項及び第28条第1項の規定に基づき、財団の評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬、期末手当及び通勤手当（以下「報酬等」という。）に関し、法令の定めるもののほか必要な事項を定める。

(報酬等)

第2条 この規程において報酬等とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事長に支給する月額報酬、期末手当及び通勤手当
- (2) 監事の業務に関する報酬
- (3) 財団から役員等（理事長を除く。以下同じ。）に対し出席を求める評議員会、理事会又は財団が依頼した旅行においては、別に定める報酬表に基づき支給する報酬

(月額報酬等)

第3条 理事長の月額報酬等は、別表1のとおりとする。

2 理事長の通勤手当の額は、給与条例の適用を受ける鳥取県の一般職員の例による。

(監事の報酬)

第4条 監事の業務に関する報酬は、別表2のとおりとする。

(役員等の報酬)

第5条 役員等は、評議員会、理事会に出席したとき又は財団の依頼により旅行をしたときは、別表3のとおり報酬を支給する。

(月額報酬等の支給)

第6条 理事長の月額報酬等の支給日は、職員等の例による日とする。

附則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。ただし、第2条第1項第1号については、当規程が理事会の承認を受けた日以降で、初めて理事長が選任された日から施行する。

別表1 月額報酬等表

区 分	報 酬
理 事 長	月額報酬 300,000円 期末手当 6月 月額報酬の1.3月分 12月 月額報酬の1.7月分 通勤手当 鳥取県の一般職の職員の例による。

別表2 監事業務報酬表

区 分	報 酬
監事業務1日につき	30,000円

別表3 役員等報酬表

区 分	報 酬
評議員会、理事会1回出席又は財団が必要と認める 旅行1回につき	10,000円